

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 11 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 87 号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成 18 年岩手県規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																																																																				
<p>(部長等共通専決事項)</p> <p>第32条 広域振興局、総合支局及び地方振興局の部長、工業技術集積支援センター所長、林務事務所長並びに土木事務所長（第3項において「部長等」という。）の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>公益法人</u>（その行う事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる<u>公益法人</u>を除く。以下同じ。）の定款又は寄附行為の変更（目的又は名称の変更に係るものを除く。）の認可又は承認に関すること（別に定めるもののほか、広域振興局の部長等（第3項の表の中欄に定める部長等をいう。）にあつては当該広域振興局の所管区域のうち総合支局の所管区域を除く区域及び2以上の総合支局の所管区域に係るもの、総合支局の部長（同表の中欄に定める部長をいう。）にあつては当該総合支局の所管区域に係るものに限る。）。</p> <p>(11) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(保健所長等専決事項)</p> <p>第47条 保健所長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 組織規則第42条に規定する保健所の所掌事務に関する事業を行う<u>公益法人</u>（その行う事業が2以上の保健所の所管区域にわたる<u>公益法人</u>を除く。）の定款又は寄附行為の変更（目的又は名称の変更に係るものを除く。）の認可又は承認に関すること。</p> <p>(7)～(20) [略]</p> <p>(東京事務所長等専決事項)</p> <p>第59条 東京事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 広域振興局等の長から知事に徴収の引継ぎがあつた県税に係る徴収金の徴収及びその滞納処分並びに不納欠損処理に関すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表第1 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等、部長等及び部に置く室の長等共通専決事項（第5条、第31条—第33条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">事務</th> <th colspan="10">専決権者</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">委任</th> <th colspan="3">広域振興局</th> <th colspan="4">総合支局</th> <th colspan="2">地方振興局</th> </tr> <tr> <th>副局長</th> <th>部長等</th> <th>室長等</th> <th>総合支局長</th> <th>部長</th> <th>室長</th> <th>センター所長</th> <th>部長等</th> <th>室長等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>14 <u>民法</u>（明治29年法律第89号）の施行に関すること（<u>同法第59条第3号、第67条、第77条第1項及び第2項</u>（同条第3項において準用する場合を含む。）並びに<u>第83条の施行</u>に関する事務に限る。）。</td> <td>[略]</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>その行う事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる<u>公益法人</u>及び組織規則第40条に規定する保健所の所掌事務に関する<u>公益法</u></td> </tr> </tbody> </table>	事務	専決権者										備考	委任		広域振興局			総合支局				地方振興局		副局長	部長等	室長等	総合支局長	部長	室長	センター所長	部長等	室長等	[略]													14 <u>民法</u> （明治29年法律第89号）の施行に関すること（ <u>同法第59条第3号、第67条、第77条第1項及び第2項</u> （同条第3項において準用する場合を含む。）並びに <u>第83条の施行</u> に関する事務に限る。）。	[略]											その行う事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる <u>公益法人</u> 及び組織規則第40条に規定する保健所の所掌事務に関する <u>公益法</u>	<p>(部長等共通専決事項)</p> <p>第32条 広域振興局、総合支局及び地方振興局の部長、工業技術集積支援センター所長、林務事務所長並びに土木事務所長（第3項において「部長等」という。）の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>特例民法法人</u>（<u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</u>（平成18年法律第50号。以下「<u>一般社団・財団法人法等整備法</u>」という。）第42条第2項に規定する<u>特例民法法人</u>をいい、その行う事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる<u>もの</u>を除く。以下同じ。）の定款の変更（目的又は名称の変更に係るものを除く。）の認可に関すること（別に定めるもののほか、広域振興局の部長等（第3項の表の中欄に定める部長等をいう。）にあつては当該広域振興局の所管区域のうち総合支局の所管区域を除く区域及び2以上の総合支局の所管区域に係るもの、総合支局の部長（同表の中欄に定める部長をいう。）にあつては当該総合支局の所管区域に係るものに限る。）。</p> <p>(11) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(保健所長等専決事項)</p> <p>第47条 保健所長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 組織規則第42条に規定する保健所の所掌事務に関する事業を行う<u>特例民法法人</u>（その行う事業が2以上の保健所の所管区域にわたる<u>もの</u>を除く。）の定款の変更（目的又は名称の変更に係るものを除く。）の認可に関すること。</p> <p>(7)～(20) [略]</p> <p>(東京事務所長等専決事項)</p> <p>第59条 東京事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 広域振興局等の長から知事に徴収の引継ぎがあつた県税及び<u>地方法人特別税</u>に係る徴収金の徴収及び<u>これらの滞納処分</u>並びに不納欠損処理に関すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表第1 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等、部長等及び部に置く室の長等共通専決事項（第5条、第31条—第33条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">事務</th> <th colspan="10">専決権者</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">委任</th> <th colspan="3">広域振興局</th> <th colspan="4">総合支局</th> <th colspan="2">地方振興局</th> </tr> <tr> <th>副局長</th> <th>部長等</th> <th>室長等</th> <th>総合支局長</th> <th>部長</th> <th>室長</th> <th>センター所長</th> <th>部長等</th> <th>室長等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>14 <u>一般社団・財団法人法等整備法</u>の施行に関すること（<u>一般社団・財団法人法等整備法第52条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の監事の職務</u>（<u>一般社団・財団法人法等整備法第38条の規定による改正前の民法</u>（明治29年法律第89号。以下「<u>旧民法</u>」という。）第59条第3号の規定による<u>主務官庁に対する報告に係るものに限る。</u>）及び<u>一般社団・財団法人法等整備法第95条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督</u>（<u>設立の許可の取消し、解散の命令及び定款の変更の認可に係るものを除き、解散及び清算人に係る届出並びに</u> </td> <td>[略]</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>その行う事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる<u>特例民法法人</u>及び組織規則第42条に規定する保健所の所掌事務に関する<u>特</u></td> </tr> </tbody> </table>	事務	専決権者										備考	委任		広域振興局			総合支局				地方振興局		副局長	部長等	室長等	総合支局長	部長	室長	センター所長	部長等	室長等	[略]													14 <u>一般社団・財団法人法等整備法</u> の施行に関すること（ <u>一般社団・財団法人法等整備法第52条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の監事の職務</u> （ <u>一般社団・財団法人法等整備法第38条の規定による改正前の民法</u> （明治29年法律第89号。以下「 <u>旧民法</u> 」という。）第59条第3号の規定による <u>主務官庁に対する報告に係るものに限る。</u> ）及び <u>一般社団・財団法人法等整備法第95条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督</u> （ <u>設立の許可の取消し、解散の命令及び定款の変更の認可に係るものを除き、解散及び清算人に係る届出並びに</u>	[略]											その行う事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる <u>特例民法法人</u> 及び組織規則第42条に規定する保健所の所掌事務に関する <u>特</u>
事務		専決権者													備考																																																																																																						
		委任		広域振興局			総合支局				地方振興局																																																																																																										
	副局長			部長等	室長等	総合支局長	部長	室長	センター所長	部長等	室長等																																																																																																										
[略]																																																																																																																					
14 <u>民法</u> （明治29年法律第89号）の施行に関すること（ <u>同法第59条第3号、第67条、第77条第1項及び第2項</u> （同条第3項において準用する場合を含む。）並びに <u>第83条の施行</u> に関する事務に限る。）。	[略]											その行う事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる <u>公益法人</u> 及び組織規則第40条に規定する保健所の所掌事務に関する <u>公益法</u>																																																																																																									
事務	専決権者										備考																																																																																																										
	委任		広域振興局			総合支局				地方振興局																																																																																																											
			副局長	部長等	室長等	総合支局長	部長	室長	センター所長	部長等		室長等																																																																																																									
[略]																																																																																																																					
14 <u>一般社団・財団法人法等整備法</u> の施行に関すること（ <u>一般社団・財団法人法等整備法第52条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の監事の職務</u> （ <u>一般社団・財団法人法等整備法第38条の規定による改正前の民法</u> （明治29年法律第89号。以下「 <u>旧民法</u> 」という。）第59条第3号の規定による <u>主務官庁に対する報告に係るものに限る。</u> ）及び <u>一般社団・財団法人法等整備法第95条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督</u> （ <u>設立の許可の取消し、解散の命令及び定款の変更の認可に係るものを除き、解散及び清算人に係る届出並びに</u>	[略]											その行う事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる <u>特例民法法人</u> 及び組織規則第42条に規定する保健所の所掌事務に関する <u>特</u>																																																																																																									

		人に係るものを除く。
15 公益法人の設立及び監督に関する条例（平成11年岩手県条例第63号）の施行に関すること（同条例第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項及び第2項、第7条第1項並びに第10条の施行に関する事務に限る。）。	[略]	その行う事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる公益法人及び組織規則第40条に規定する保健所の所掌事務に関する公益法人に係るものを除く。
[略]		

		清算終了の届出に係るものを含む。）に関する事務に限る。）。	例民法法人に係るものを除く。
15 公益法人の設立及び監督に関する条例を廃止する条例（平成20年岩手県条例第51号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の公益法人の設立及び監督に関する条例（平成11年岩手県条例第63号、以下「旧公益法人条例」という。）の施行に関すること（旧公益法人条例第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項及び第2項、第7条第1項並びに第10条の施行に関する事務に限る。）。	[略]	その行う事業が2以上の広域振興局等の所管区域にわたる特例民法法人及び組織規則第42条に規定する保健所の所掌事務に関する特例民法法人に係るものを除く。	
[略]			

別表第9 広域振興局長等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び税務部長等専決事項（第5条、第31条、第39条関係）

別表第9 広域振興局長等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び税務部長等専決事項（第5条、第31条、第39条関係）

事務	条項	内容	委任		専決権者							備考	
			広域振興局長	副局長	総合支局				地方振興局長				
					部長	室長	総合支局長	部長	室長	センター所長	部長		室長
[略]													
3 会計規則の施行に関する事務	第28条	県税に係る徴収金の不納欠損の処理	○	○	○					○		○	○

事務	条項	内容	委任		専決権者							備考	
			広域振興局長	副局長	総合支局				地方振興局長				
					部長	室長	総合支局長	部長	室長	センター所長	部長		室長
[略]													
3 会計規則の施行に関する事務	第28条(第131条第1項において準用する場合を含む。)	県税及び地方法人特別税に係る徴収金の不納欠損の処理	○	○	○					○		○	○
4 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）の施行に関する事務	第10条	徴収金の賦課徴収	○	○	○					○	○	○	○

別表第11 広域振興局等以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

別表第11 広域振興局等以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	15 民法の施行に関する事務（その行う事業が2以上の保健所の所管区域にわたる公益法人に係るものを除き、組織規則第42条に規定する保健所の所掌事務に関する事業を行う公益法人に係るものに限る。）	第59条第3号 第67条	報告の受理 業務の監督

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	15 一般社団・財団法人法等整備法の施行に関する事務（その行う事業が2以上の保健所の所管区域にわたる特例民法法人に係るものを除き、組織規則第42条に規定する保健所の所掌事務に関する事業を行う特例民法法人に	第52条 第95条	報告の受理（一般社団・財団法人法等整備法第52条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の監事の職務であって、旧民法第59条第3号の規定による主務官庁に対する報告に係るものに限る。） 業務の監督（一般社団・財団法

	第77条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）並びに第83条	届出の受理		係るものに限る。）	人法等整備法第95条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督（設立の許可の取消し、解散の命令及び定款の変更の認可に係るものを除き、解散及び清算に係る届出並びに清算終了の届出に係るものを含む。）をいう。）
16	知事の所管に属する事務の公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和41年岩手県規則第73号）の施行に関する事務（その行う事業が2以上の保健所の所管区域にわたる公益法人に係るものを除き、組織規則第42条に規定する保健所の所掌事務に関する事業を行う公益法人に係るものに限る。）	[略]		16	旧公益法人条例の施行に関する事務（その行う事業が2以上の保健所の所管区域にわたる特例民法法人に係るものを除き、組織規則第42条に規定する保健所の所掌事務に関する事業を行う特例民法法人に係るものに限る。）
	[略]				[略]
	[略]				[略]
	[略]				[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。